

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
2024 年 5 月 15 日			
明石市長 殿			
提出者 住 所 明石市鷹匠町1番33号			
氏 名 (法人にあつては名称及び代表者氏名) 地方独立行政法人明石市立市民病院 理事長 阪倉 長平			
電話番号 078-912-2323			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、2023 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称		地方独立行政法人 明石市立市民病院	
事業場の所在地		明石市鷹匠町1番33号	
事業の種類		一般病院(8311)	
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間		2023年(令和5年)4月1日から2024年(令和6年)3月31日まで	
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目		目標値	
排出量		285 t	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		0 t	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		0 t	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		0 t	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量		0 t	
全処理委託量		285 t	
優良認定処理業者への処理委託量		0 t	
再生利用業者への処理委託量		0 t	
認定熱回収業者への処理委託量		0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度	330.8 t
		前年度	316.2 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 2020年4月1日より電子化対応済。			
※事務処理欄			

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類 **7300 感染性廃棄物**)
事業者コード： 2854022320 地域コード：

(事業者コード(28Jで始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。)

不要物等発生量

有償物量

排出量

① 315.333

(単位:t)

項目	実績値
① 排出量	315.333
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0
⑤ 自ら熱回収を行った量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩ 全処理委託量	315.333
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	315
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

自ら直接再生利用した量

② 0

自ら直接埋立処分した量

③ 0

自ら中間処理した量

④ 0

自ら中間処理した後の残さ量

⑥ 0

自ら中間処理により減量した量

⑦ 0

自ら中間処理した後再生利用した量

⑧ 0

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

⑨ 0

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量

⑩ 315.333

⑩のうち再生利用業者への処理委託量

⑫ 0

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量

⑬ 0

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

⑭ 0

⑩のうち最終処分した量

⑮ 3.153

委託中間処理後の再生利用量(⑮-⑭):

0

自社処理を行わずに直接委託処理した量(⑮+⑭)

直接中間処理委託量

⑮ 315.333

直接委託中間処理後の残さ量

⑮ 3.153

直接最終処分委託量

⑮ 0

直接委託中間処理後の最終処分量

⑮ 3.153

⑮のうち優良認定処理業者への処理委託量

⑮ 315.333

(第2面)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類

7100 強酸

)

事業者コード: 2854022320

地域コード:

(事業者コード(28J)で始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。)

不要物等発生量

(単位:t)

有償物量

排出量

① 0.001

自ら直接再生利用した量

② 0

自ら直接埋立処分した量

③ 0

自ら中間処理した量

④ 0

④のうち熱回収を行った量

⑤ 0

自ら中間処理した後の残さ量

⑥ 0

自ら中間処理により減量した量

⑦ 0

自ら中間処理した後再生利用した量

⑧ 0

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

⑨ 0

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量

⑩ 0.001

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量

⑪ 0.001

⑩のうち再生利用業者への処理委託量

⑫ 0

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量

⑬ 0

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

⑭ 0

⑩のうち最終処分した量

⑮ 0.000

委託中間処理後の再生利用量(⑬-⑭):

0

⑩のうち再生利用業者への処理委託量

⑫ 0

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量

⑬ 0

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

⑭ 0

⑩のうち最終処分した量

⑮ 0.000

⑩のうち再生利用業者への処理委託量

⑫ 0

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量

⑬ 0

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

⑭ 0

⑩のうち最終処分した量

⑮ 0.000

項目

実績値

① 排出量

0.001

②+⑧ 自ら再生利用を行った量

0

⑤ 自ら熱回収を行った量

0

⑦ 自ら中間処理により減量した量

0

③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量

0

⑩ 全処理委託量

0.001

⑪ 優良認定処理業者への処理委託量

0

⑫ 再生利用業者への処理委託量

0

⑬ 熱回収認定業者への処理委託量

0

⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

0

直接中間処理委託量

⑯ 0.001

直接委託中間処理後の残さ量

⑰ 0.000

直接最終処分委託量

⑱ 0

直接委託中間処理後の最終処分量

⑲ 0.000

⑩のうち再生利用業者への処理委託量

⑫ 0

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量

⑬ 0

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

⑭ 0

⑩のうち最終処分した量

⑮ 0.000

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類7000 引火性廃油) 事業者コード： 2854022071 地域コード：

(事業者コード(28Jで始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。)

不要物等発生量

(単位:t)

有償物量

排出量

①0.800

自ら直接再生利用した量

②0

自ら直接埋立処分した量

③0

自ら中間処理した量

④0

④のうち熱回収を行った量

⑤0

自ら中間処理した後の残さ量

⑥0

自ら中間処理により減量した量

⑦0

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量

⑩0.800

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量

⑪0.800

⑩のうち最終処分した量

⑮0

⑩のうち再生利用業者への処理委託量

⑫0

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量

⑬0.800

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

⑭0

委託中間処理後の再生利用量(⑬-⑭):

0

自社処理を行わずに直接委託処理した量(⑬+⑭)

<参考>

直接中間処理委託量

⑬0.800

直接最終処分委託量

⑭0

直接委託中間処理後の残さ量

⑮0

直接委託中間処理後の最終処分量

⑯0

項目	実績値
① 排出量	0.800
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0
⑤ 自ら熱回収を行った量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩ 全処理委託量	0.800
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0.800
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0.800
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに特別管理、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときには、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業実績値を廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。